

静岡県公立大学法人中期・年度計画推進委員会規程

平成 20 年 1 月 4 日 規程第 132 号

改正 平成 20 年 10 月 30 日、平成 24 年 4 月 1 日、平成 26 年 4 月 1 日
平成 28 年 4 月 1 日、令和元年 8 月 7 日、令和 3 年 4 月 1 日
令和 4 年 4 月 1 日、令和 6 年 4 月 1 日

(設 置)

第 1 条 静岡県公立大学法人（以下「法人」という。）の中期計画及び年度計画（以下「中期計画等」という。）を推進するため、静岡県公立大学法人中期計画・年度計画推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 中期計画等の作成、変更に関する事。
- (2) 中期計画等の事業推進に関する事。
- (3) 中期計画等の自己評価に関する事。
- (4) その他中期計画等に関する事。

(組 織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 法人理事（教育・学生支援担当）
- (2) 法人理事（研究・国際交流担当）
- (3) 法人理事（総務担当）
- (4) 副学長
- (5) 学部長
- (6) 研究科長
- (7) 学府長
- (8) 研究院長
- (9) 事務局長
- (10) 事務局次長
- (11) 経営戦略部長
- (12) 総務部長
- (13) 教育研究推進部長
- (14) 学生部長
- (15) 短期大学部部長
- (16) 短期大学部事務部長
- (17) 短期大学部学生部長
- (18) 附属図書館長
- (19) 短期大学部附属図書館長
- (20) 産学官連携推進本部長
- (21) 国際交流委員長
- (22) 教務委員長

(23) 広報委員長

第4条 委員会に委員長を置き、第3条第1号の者をもってこれに充てる。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

3 委員会に副委員長を置き、第3条第2号の者をもってこれに充てる。

4 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する副委員長がその職務を代理する。

(会 議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(作業部会)

第6条 委員会の所掌事務を推進するため、委員会に作業部会を設け、次に掲げる者を部会委員とする。

(1) 事務局次長

(2) 副学部長

(3) 短期大学部副部長

(4) 経営戦略部長

(5) 総務部長

(6) 教育研究推進部長

(7) 学生部長

(8) 産学官連携推進本部長

(9) 国際交流委員長

(10) 教務委員長

(11) 広報委員長

(12) 図書館情報委員長

2 作業部会に部会長を置き、前項第1号の者をもってこれに充てる。

3 作業部会の運営に関し、必要な事項は別に定める。

(理事長及び学長への報告)

第7条 委員長は、年度計画についての自己評価をはじめ、委員会での審議状況、結果について、別に定める時期までに理事長及び学長に報告しなければならない。

(庶 務)

第8条 この委員会の庶務は、経営財務室において処理する。

(委 任)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

1 この規程は、平成20年1月4日から施行する。

2 本委員会設置後の最初の第6条第1項第2号に規定する作業部会の委員の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、平成20年8月31日までとする。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 10 月 30 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 8 月 7 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。